

政務調査費「疑惑の領収書」

愛知県議135万+140万返還

愛知県議の政務調査費 住民監査請求は棄却

名古屋市民オンブズマンが2010年度に愛知県議に支給された政務調査費のうち、「事務所家賃」「車リース料」「一部ガソリン代」に支出された約7915万円の返還を求めている住民監査請求で、愛知県監査委員は12/7/27づけで棄却しました。

<http://www.pref.aichi.jp/0000053222.html>

疑惑の県議 135万返還 11年度分支出はゼロに 09年度分140万も返還

監査結果の中で、監査委員は月269,640円もの自動車リース代、年間約99万円ものガソリン代を支出したことになっている水野富夫県議の領収書に関し、自民党愛知県議団に対し、ガソリン代

や車両リース代について詳細な質問をしていたことを明らかにしました。

しかしながら、水野県議は監査委員からの質問が出た後、政務調査費で支出したガソリン代・リース代全額1,356,276円を返還しました。自民党愛知県議団は「収支報告書の訂正をしたので、回答を差し控える」と回答。監査委員側は水野県議に対し、返還した理由を問い合わせたところ、「相当な労力と時間を要し、また、場合によっては訴訟提起され、その対応も念頭においたとき、結果として、議員としての活動に支障を来たし、職責を十分に果たせなくなる心配があり、こうしたことを踏まえ、熟考した結果」との回答があったとのこと。監査委員側はガソリン業者にも、ガソリン以外にも支出があるか問い合わせをしましたが、「水野県議が返還したと聞いているため協力いたしかねる」との回答がありました。

その他、「車リース代」「事務所家賃」については、「議会各会派の意見を集約した上で、議長によって制定されたマニュアル」は条

例の規定に基づくものであり、マニュアルに記載があるため条例違反ではないし、実質的にも認められるとしました。

疑惑の領収書分は返還されたことと、2009年度分について同じ論点の裁判を起していることから、今回は提訴しませんでした。

なお、水野富夫県議の2011年度分支出はゼロでした。また、裁判中の09年度分140万円も返還しました。

全領収書をCD-Rで開示 オンブズwebで公開中

なお、今回の住民監査請求は2010年度分を行いました。2011年度分の政務調査費からは、領収書が1円以上公開になりました。CD-R3枚210円で開示可能です。入手したデータを名古屋市民オンブズマンのホームページで、約2万枚の領収書をすべて公開しています。<http://www.omnagoya.gr.jp/tokusyuu/seimutyousahi/index.htm#120724>

オンブズマン & タイアップ望年会に参加を

日時：2012年12月25日(火) オンブズマン+タイアップ望年会 午後6時30分～
場所：かっぱ園菜館(名古屋市東区泉1丁目9番28号) TEL 052-951-3454
地下鉄久屋大通駅・高岳駅徒歩5分
会費：アルコール飲む人5000円 飲まない人4000円
申込み：FAX(052-953-8050)か電話(052-953-8052)で12/21(金)までに。
望年会はどなたでも参加できます。お気軽にお申し込み下さい

日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ 2012年12月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
12	6	木	10:10-	愛知県議政務調査費住民訴訟	名古屋地裁民事9部
12	21	金	18:00-	愛知県内議員通信簿 打ち合わせ	オンブズ事務所
12	25	火	18:30-	オンブズマン&タイアップ望年会	かっぱ園
12	27	木	13:25-	秘密保全法情報公開訴訟	名古屋地裁1102法廷
1	31	木	15:00	名古屋市議政務調査費住民訴訟判決	名古屋高裁

*毎週火曜日午後6時半から例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側 チサンマンション3階)で開いています。
☆カンパ大募集中! 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」



政務調査費が「政務活動費」に

① 用途を広げるな ② 透明化せよ

愛知県議会と県内34市議会に申し入れ

8月に突然 法改正 政務活動費の用途 条例で拡大可能に

平成24年8月29日、地方自治法100条14項から16項(地方議会の政務調査費についての根拠規定)が改正され、「政務調査費」が「政務活動費」と改称され、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」と変更された。また、改正政務活動費を充てることができる経費の範囲も条例で定められることとなった。

政務調査費の乱脈使用は名古屋市議会・愛知県議会をはじめ数限りなく報告されてきたにもかかわらず、本地方自治法の改正については「地方議員の活動である限り、その他の活動についても用途を拡大し、具体的に充てることができる経費の内容については条例で定めるという形にした」もの、との説明すらなされている(平成24年8月7日衆議院総務委員会での橋慶一郎議員の説明)。

議員のみ規律を緩めるのは許されない

これを前提とすれば、地方議会は、政務調査費の用途基準を拡大することができるようになる。しかし、このような解釈は県民と裁判所が政務調査費の用途についてチェックし、厳格に使われるよう求めてきた流れに逆行する。のみならず、地方公共団体の財政はどれも大変厳しい状況にある。かかる財政状況に照らせば、議員についてのみ公金支出の規律をゆるめることは、財政秩序の観点からも県民に対する信義という観点からも許されない。加えて本改正案は、平成24年8月7日に突如衆議院総務委員会に提出され、たった約3時間後に可決され、その後もほとんど議論無く法案成立に至ったもので、改正の必要性が事前に国民に具体的に説明されたり議論されたことはない。

全国市民オンブズマンでも反対声明をあげたほか、各新聞社も社説で批判し、今後の展開を注視している。

議長会が無限定支出 許容モデル条例作成

このような中で、全国都道府県議会議長会は平成24年11月9日に「〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例(例)」を各都道府県議会に示すに至った。

しかし、条例(案)は政務活動費の無限定な支出を誘発するおそれがあるといわざるを得ない。

11/29に各議会に申し入れ

議長会のモデル条例案を踏まえ、愛知県議会に対し①議員・会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すものではないため、「広聴、要請陳情、住民相談」は問題である。議員、会派の調査活動と密接に関連するものに限定すること ②会計帳簿や活動報告書・視察報告書の作成・提出の義務付けなど透明性を確保する方策を条例に明記すること ③議員以外から構成される政務活動費検討委員会を作ったり、パブコメを行うなど透明性のある条例改正を行うことを求める申し入れを12/11/29に手渡した。また名古屋市議会ならびに県内の政務調査費条例がある33市議会に対し同様の申し入れを郵送した。

地元議会での議論を 注視しよう

2000年の地方自治法改正時に、政務調査費について領収書を添付するよう名古屋市民オンブズマンが愛知県内各議会に申し入れたところ、名古屋市議会・愛知県議会以外のすべての市議会でも、全領収書を添付されるようになった。

今後の議会での議論を注視したい。

「秘密保全法」 関係省庁間の 協議内容 情報公開訴訟 提訴

秘密保全法は危険すぎる悪法

現在、政府が国会に提出しようとしている「秘密保全法」とは、政府が「厳格な保全措置の対象とする、特に秘匿を要する秘密」を「特別秘密」と指定し、指定されたら情報公開の対象外となり、漏らしたら厳罰を加え、扱う人がふさわしいかどうか調査(人的管理)するものです。

この「特別秘密」は極めて広範囲に及びかねず、情報公開を無にするおそれがあります。

また「人的管理」は特別秘密を扱う公務員や民間人だけでなく、上記対象者の行動に影響を与える者(配偶者、子など)も対象となるとのこと。知らないうちに国民のプライバシーが侵害されかねません。

マスコミの取材活動もどの行為までが許されないか不明確で、取材を控えて取材行為に制約がでるおそれがあります。

秘密保全法案が成立すれば、「政府の都合のよい情報だけが流通し、秘密を漏らす市民を政府が監視する社会」になるおそれがあります。

日弁連や全国オンブズも反対

それに対し、日本弁護士連合会をはじめ、各地の弁護士会も反対声明・決議をあげ、学習会などで危険性を訴えています。

全国市民オンブズマン連絡会議とNPO法人 情報公開市民センターは連名で12/3/5に反対の意見書を発表しました。http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html

「秘密保全法に反対する愛知の会」結成 名古屋市民オンブズマンも参加

愛知県内の弁護士や労働組合、市民団体などが、12/4/2に「秘密保全法に反対する愛知の会」を結成し、積極的に学習会活動を行なっている他、2週間に1度街頭宣伝を行ったり、ブログで情報発信しています。

http://nohimityu.exblog.jp/

名古屋市民オンブズマンも愛知の会の会員となって活動しています。

有識者会議 議事録作成せず

資料の多くはweb掲載せず

請求しても非公開に

ところで、秘密保全法案を検討した「秘密保全のための法制のあり方に関する有識者会議」について、NPO法人 情報公開クリアリングハウスが議事録と配布資料を情報公開請求したところ、議事録は作成していないことが判明しました。また、「有識者会議」で配布された資料の一部は政府のwebに掲載されていますが、掲載されていない資料をクリアリングハウスが開示請求したところ、多くが非公開になりました。http://clearinghouse.main.jp/wp/?cat=21

関係省庁間の協議内容を開示 請求するも内容全面非公開

市民オンブズマンが中心となって組織したNPO法人 情報公開市民センター(理事長 新海聡)が秘密保全法の立法過程の情報の開示請求を国(立法担当は内閣情報調査室)に対して2012年3月26日に行ったところ、国は秘密保全法の法案はもとより、省庁内部での協議をおこなった際の資料のほとんどを不開示してきました。情報公開市民センターのwebにすべてアップしています。http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html



↑ 法案名のみ公開

このことは、市民に対する説明責任を政府に命じている情報公開法に違反する、として不開示処分の取り消しを求めて12/11/21に名古屋地裁に行政訴訟を提訴しました。この訴訟によって秘密保全法の問題性をより多くの市民に理解してもらい、立法過程の資料の開示によって秘密保全法についての議論が深まることを期待しています。

11/21全国初 公開求め提訴 原告の主張 ①立法過程を公開せよ ②他国から得た情報は信頼を害さない

この訴訟で原告が争点としているのは次の2点です。(1) 開示によって「国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがあり、また、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、それにより今後の法案化作業に支障が及ぶなど、内閣情報調査室の事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」があるとして「秘密保全法制に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の具体的な内容が記載されている部分のすべて」を不開示としている点(法5条5号、6号)

【原告の主張】情報の開示によって市民の間に議論が巻き起こることを不当な混乱、としている点は問題。秘密保全法が憲法に反する運用がなされるおそれのあることは、昨年政府が公表した有識者会議の報告書も認めているが、憲法に違反するおそれの大きい法案だからこそ、市民の間で十分に議論されることが必要。これを、不当な混乱と評価したり、立法過程が世論に影響されることを、立法過程の中立性が損なわれる、と判断すること自体、情報公開法はもとより、国民民主権原理とは相容れない。

(2) 開示によって「他国との信頼関係を損なうおそれや、それによって今後の調査研究に支障が及ぶなど、行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として「公にすることを伝達することなく諸外国の行政機関等から入手した情報」を不開示としている点(法5条3号、6号)

【原告の主張】民主主義国家における情報公開制度の存在を前提とすれば、公にすることを伝達しないからといって、他国との信頼関係を害するはずはない。

不開示情報は他にも立法に関与した公務員の氏名や政府の組織に関するものなど、上記(1)(2)以外にも存在しますが、争点を減らして迅速な判決を得るため、今回取消の対象としたのは(1)(2)です。

全国から多数の代理人団

今回情報公開請求をしたのは「NPO法人 情報公開市民センター」ですが、この訴訟には愛知県弁護士会の秘密保全法制対策本部に所属する弁護士有志10名と日本弁護士連合会の情報問題対策委員会に所属する弁護士有志9名の合計19名が代理人に就任しています。

秘密保全法に関して情報公開訴訟を行ったのは全国初です。

弁論傍聴を 次回12/27(木)

第1回弁論期日が12/12/27(木)13:25-名古屋地裁1102法廷 に決まりました。時間のご都合のつく方は、ぜひお越し下さい。

また、上記市民センターのwebに、訴状や甲号証などすべてを掲載しています。また記者会見の動画もアップしました。



↑ 提訴後記者会見で発言する新海聡弁護士(中央)

秘密保全法案はいつ国会上程 されてもおかしくない

上記情報公開にて判明した資料の中に「秘密保全法制スケジュール」という資料があり、2011年9月15日時点で、2012年2月中には国会上程の予定を組んでいたことが明らかになりました。

そもそも、自公政権時代にも秘密保全法が検討されており、別の有識者会議も開かれておりました。民主党政権にも引き継がれており、今後どのような政権が

誕生しても、国会に秘密保全法が上程されるおそれがあり、政権はタイミングをうかがっているだけではないでしょうか。今後も経緯を注目するとともに、秘密保全法に反対していきましょう。

月	日	内容
9	15	2011/9/15
10	10	内閣に存案・審議提出
10	11	審議開始
10	12	審議終了
11	1	審議再開
11	2	審議再開
11	3	審議再開
11	4	審議再開
11	5	審議再開
11	6	審議再開
11	7	審議再開
11	8	審議再開
11	9	審議再開
11	10	審議再開
11	11	審議再開
11	12	審議再開
11	13	審議再開
11	14	審議再開
11	15	審議再開
11	16	審議再開
11	17	審議再開
11	18	審議再開
11	19	審議再開
11	20	審議再開
11	21	審議再開
11	22	審議再開
11	23	審議再開
11	24	審議再開
11	25	審議再開
11	26	審議再開
11	27	審議再開
11	28	審議再開
11	29	審議再開
11	30	審議再開
12	1	審議再開
12	2	審議再開
12	3	審議再開
12	4	審議再開
12	5	審議再開
12	6	審議再開
12	7	審議再開
12	8	審議再開
12	9	審議再開
12	10	審議再開
12	11	審議再開
12	12	審議再開
12	13	審議再開
12	14	審議再開
12	15	審議再開
12	16	審議再開
12	17	審議再開
12	18	審議再開
12	19	審議再開
12	20	審議再開
12	21	審議再開
12	22	審議再開
12	23	審議再開
12	24	審議再開
12	25	審議再開
12	26	審議再開
12	27	審議再開
12	28	審議再開
12	29	審議再開
12	30	審議再開
12	31	審議再開

← 開示された「秘密保全法制スケジュール」